



事務所だより 1月号

西田成希税理士事務所

あけましておめでとうございます

旧年中は、大変お世話になり、ありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

2018年もあっという間(?)に過ぎました。2019年、『平成』は4月いっぱい終わります。次にどんな元号になるのか楽しみです(実務的には、元号をやめて西暦で統一してくれた方が仕事をしやすいんですが…(^;))。また、私には関係ありませんが、このときは10連休になりますね。



実家近くの八幡宮に初詣。最近はやさしい味(?)で、夕方お参りです(^;))。

そして、10月には消費税が10%に上がります。皆さん、ご準備できていますか? 元号の訂正、消費税率引き上げへの対応など、やらないといけないことがたくさんありますね。今年は、例年以上にあっという間に過ぎそうです。

さて、昨年末、我が家には新しい仲間が増えました。新しい年の始まりに向けて縁起がいいです(^)。

昨年10月4日に『レッドチェリーシュリンプ』という種類のエビを10匹購入しました。水が合わなかったのか少しずつお亡くなりになって5匹になっていました。そのエビが、ついに赤ちゃんを産みました。下の写真は、水替えの時に出来た赤ちゃんエビを撮ったものです。めちゃくちゃカワイイ(?)です。ざっと見て30匹以上いると思うのですが、どれくらい大人になってくれるやら…。毎日、赤ちゃんエビが無事か眺めてしまいます。エビに癒されている年末年始です。

写っているだけで10匹でしょうか? この写真の場所で10cm四方くらいです。60cm水槽なので、全体で何匹いるのか分かりません。



弟の話では環境が良ければすぐに100匹位になると言っていました。このまま増えてくれれば嬉しいです。またポチポチとレポートしますね。

年末年始は、寒くなりました。初っ端から風邪などひかないようお気を付けください。

では、2019年最初の事務所だよりをお送りします。今年、西田は年男です。猪突猛進で頑張って、充実した1年になりたいと思います。

☆ お知らせ (2019年1月の税務)

期限	項目
1月10日	前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月21日までに納付)
1月31日	支払調書の提出
	源泉徴収票の交付
	固定資産税の償却資産に関する申告
	前年11月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	5月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	給与支払報告書の提出
	給与所得者の扶養控除等申告書の提出 [本年最初の給与支払日の前日]
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分)[1月中において市町村の条例で定める日]

☆ お願い
確定申告の時期が近づいてきました。

売上・仕入・必要経費等まとめていただくとともに、「保険料控除証明書」「地震保険料控除証明書」「小規模企業共済掛金控除証明書」「給与所得の源泉徴収票」「年金の源泉徴収票」「医療費の領収書」

等ご準備ください(とにかく全部置いておいてください)。

☆ 宝くじ、10億円当選でも非課税

12月21日まで店頭販売されていた「年末ジャンボ宝くじ」の当選金は、2015年以降、1等と前後合わせて10億円と高額です。しかし、いくら高額でも、宝くじの当選金には所得税を課税されません。宝くじの販売ルールを定めた当せん金付証票法の13条がその根拠条文で、「当選金品には、所得税を課さない」と明記されているためです。

ただし、複数の人と共同購入した宝くじの当選金には注意が必要で、所得税は課税されないものの、受け取り方次第では贈与税が課税されるおそれがあります。代表者1人だけで当選金を受け取りに行き、その後に共同購入者に分配すると、「代表者からほかの購入者に贈与があった」とみなされてしまう可能性があります。贈与税の課税を避けるには、共同購入者全員で銀行に行き、受取人名義を記す書面に全員の名前を書くなど、一人ひとりが個別に受け取ったという形を取る必要があります。

ちなみに宝くじの売上のうち、当選金として当選者に支払われる金額の割合は5割に満たないそうです。1枚当たり額面300円のジャンボ宝くじであれば、期待当選金額は140～150円程度ということ。残りの150～160円は、印刷経費や手数料、広報費、そして発売元である自治体への分配に充てられています。自治体に渡る金額は売上の4割程度。これはすなわち、当選金を受け取る段階では所得税を課税されないものの、ジャンボ宝くじを購入する段階で1枚当たり120円程度を自治体に「納税」しているとも考えることができます。

☆ コンビニ決済が可能なQRコード納付手続き

◆ 税のコンビニ決済は前からあった

平成20年にバーコード付納付書が登場しました。このバーコード付納付書は、1枚につき30万円以下の納税額であれば、コンビニで支払いができるものです。

ただし、確定した税額を期限前に通知する場合（所得税の予定納税等）や、督促・催告を行う場合等の、特殊条件以外の納付の場合は「確定した税額について、納税者から納付書の発行依頼があった場合」とされており、税務署等で申告書を提出する際にその旨を伝えると発行してくれるものでした。また国税庁のWebサイトには「混雑状況等により、発行までに相当のお時間がかかる場合があります」という前置きがしてあり、「即時発行では無い」と言いたいようです。

◆ 平成31年1月4日からQRコードに！

来年年始から、確定申告書作成コーナー及び国税庁ホームページに、QRコード（PDFファイル）を印字した書面が作成できるコーナーが新たに追加されます。このQRコードをコンビニのキオスク端末（LoppiやFamiポート）で読み取らせる事によって、バーコード（納付書）が発行され、税の納付ができる仕組みです。

QRコードさえ読み込ませればよいので、スマートフォンやタブレット端末にファイルを保存して、端末画面に表示する事によってキオスク端末に読み取らせる事も可能です。

◆ あれ？ セブン-イレブンは？

現状利用可能なコンビニとして名前が挙がっているのは「ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ、ファミリーマート」のみです。全国に2万店舗ほどある、セブン-イレブンの文字はありません。対応しないのでしょうか？

また、従来のバーコード付納付書同様に、1枚あたりの納付金額は30万円以下でなければならないようです。

ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジットカード納付、振替納税、そしてコンビニ納付と昨今では納付方法も多彩に選べます。ご自身の生活に合った納付方法を選択してみてくださいはいかがでしょうか。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

☆ 仮想通貨の相続税申告が簡素化

国税庁は11月下旬、相続で仮想通貨を取得した時の申告方法を簡素化することを発表しました。これまで仮想通貨の相続税申告については統一された取り扱いが定められていなかったため、相続人が各交換業者のサイトにログインするなどして残高を調べるしかありませんでした。

国税庁が定めた新たな方法では、相続で仮想通貨を得た相続人は、各交換業者に仮想通貨の残高証明書の交付を依頼できるようになります。業者は依頼に基づき、相続開始日における残高証明書や取引明細書を発行し、相続人は各業者から交付された証明書を税理士に渡すことで相続税の申告書を作成するというもの。

また国税庁は同時に、仮想通貨の税務上の取り扱いについてのQ&Aも発表しました。仮想通貨を売却した時や交換した時、仮想通貨で給与を支払った時などの税務処理を解説しています。それによれば、相続で仮想通貨を得た時の評価方法は、市場で取引され、継続的に価格情報が提供されているようなものについては、相続発生時点での市場価格に準じます。

一方、活発な市場が存在せず客観的な交換価値を示すデータがない仮想通貨については、「仮想通貨の内容や性質、取引実態などを勘案し、個別に評価する」としています。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488